

五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 五戸町は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、五戸町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から五戸町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、その交付については、この要綱及び五戸町移住支援金募集要項の定めるところによるほか、あおもり移住支援事業実施要領、法令等に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。ただし、第 2 号イ、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、令和 3 年 6 月 21 日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

(ウ) 五戸町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他青森県又は五戸町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提で

ないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 転入時の年齢が 40 歳未満であること。
- イ 五戸町の移住関連事業及び関係人口関連事業のうち、五戸町移住支援金募集要項において町が指定するものに参加経験を有すること。

(5) 起業に関する要件

申請日において、1 年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
- オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第 4 条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第 1 号）及び本人確認書類に加え、対象要件を満たすことを証する五戸町移住支援金募集要項に掲げる書類を町長に提出しなければならない。なお、申請の最終期限は申請年度の 1 2 月 2 8 日までとする。ただし、町の休日に当たるときは、町の休日の翌日をもってその期限とみなす。

（交付決定等の通知）

第 5 条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定兼確定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当

該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定兼確定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び五戸町は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から3年未満に五戸町から県外に転出した場合

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(就業の場合のみ該当)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五戸町から県外に転出した場合

(移住支援金の返還免除)

第11条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第4号)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、移住支援金返還免除協議書(あおり移住支援事業実施要領 様式6)により、返還免除の可否について青森県へ協議するものとする。

3 町長は、第1項の申請を受理したときは、前項による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式第5号）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第12条 五戸町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から五戸町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県に移住支援金の返還に係る報告書（あおり移住支援事業実施要領 様式4）を提出する。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と五戸町が協議して定める。

附 則（令和元年五戸町告示第21号 令和元年7月22日告示）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年五戸町告示第106号 令和2年8月18日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年12月25日から適用する。

附 則（令和2年五戸町告示第138号 令和2年11月16日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年10月14日から適用する。

附 則（令和3年五戸町告示第105号 令和3年9月1日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年五戸町告示第79号 令和4年5月13日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月6日から適用する。

附 則（令和5年五戸町告示第53号 令和5年4月21日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年五戸町告示第79号 令和5年6月30日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年五戸町告示第87号 令和5年7月19日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

五戸町長 様

移住支援金交付申請書

五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日		
氏名		西暦	年	月 日
住所	〒			
電話番号				
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）			人
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口		起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「あおり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、五戸町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 五戸町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間	就業先	就業地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

【添付書類】

(1) 共通

- 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙）
- 写真付き身分証明書の写し（本人確認書類）
- 移住元の住民票除票の写しまたは戸籍謄本の附表（移住前の在住期間・在住地がわかる書類）
※2人以上世帯での申請の場合は、同一世帯であったことがわかるよう世帯員分が必要です。
- 振込先が確認できる預金通帳の写し

(2) 該当する場合

【東京圏から東京23区内に通勤していた方（被雇用者）】

- 通勤していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類）
- 退職証明書や離職票等（雇用保険の被保険者であったこと・その期間が確認できる書類）

【東京圏から東京23区内に通勤していた方（個人事業主）】

- 開業届出済証明書等（移住元の在勤地・在勤期間を確認できる書類）

【東京圏から東京23区内に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方】

- 卒業証明書、成績証明書等（移住元での在学期間を確認できる書類）

(3) 就業（一般・専門人材）での申請の場合

- 就業証明書（移住支援金申請用（一般・専門人材用））

(4) テレワークでの申請の場合

【被雇用者の要件で申請する場合】

- 就業証明書（移住支援金申請用（テレワーク用））

【個人事業主の要件で申請する場合】

- 業務委託契約書の写し（業務内容・期間が確認できる書類）
- 開業届の写し（納税地の移転を届け出たことがわかる書類）

(5) 関係人口での申請の場合

- 五戸町関係人口該当申出書

(6) 起業での申請の場合

- 起業支援金交付決定通知書の写し

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び五戸町から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 移住支援金の支給要件や居住状況を確認するため、五戸町が住民基本台帳を閲覧することに同意します。
 - 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
 - 4 以下の場合には、五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に五戸町から県外に転出した場合：全額
 - (3) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五戸町から県外に転出した場合：半額
(就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
-

あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び五戸町は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び五戸町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様

五戸町長

移住支援金交付決定兼確定通知書

五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定したので通知します。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

※移住支援金は、登録した以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 五戸町は、五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に五戸町から県外に転出した場合：全額
 - ・青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に五戸町から県外に転出した場合：半額（就業の場合）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 五戸町は、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

五戸町長 様

移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書

五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記の理由等により、移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を受けたいので申請します。

申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

記

1 再交付を希望する移住支援金交付決定兼確定通知書
「 年 月 日付 第 号」

2 再交付を申請する理由

(1) 紛失による

(2) その他（理由を記載：)

*該当する理由に○を記載する。

備考

1 紛失したことにより再交付を受けた後、失った移住支援金交付決定兼確定通知書を発見したときは、当該移住支援金交付決定兼確定通知書を速やかに町長に返還すること。

2 移住支援金交付決定兼確定通知書を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に移住支援金交付決定兼確定通知書を添えること。

年 月 日

五戸町長 様

住所

氏名

移住支援金返還免除申請書

五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり移住支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から3年未満に県外へ転出した。 <input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した。 <input type="checkbox"/> 起業支援事業に係る交付決定を取り消された。
	半額の変換
	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外へ転出した。
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 500px; margin-top: 10px;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

五戸町長

移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり免除することに決定したので、同要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

様式第6号（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

五戸町長

移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、下記の理由により五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱第11条の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由